

中国ビジネス環境改善への提言

2019年9月
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2019年度日中経済協会合同訪中代表団アンケートを通して中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、日中経済協会賛助会員企業の意見交換等を経て、商務部をはじめとする中国国务院関係部門、地方政府等関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部との更なる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

《提言のポイント》

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

2019年6月にG20大阪サミットに出席するために来日した習近平国家主席と、安倍総理大臣は日中首脳会談において、「日中新時代」を切り開く決意を共有し、国際スタンダードの下、「競争から協調へ」との精神に則り、互恵的な実務協力を強化するとともに自由で公正な貿易体制を発展させ、互いの企業に対して、公平、非差別的かつ予測可能性のあるビジネス環境を提供することを確認しました。また、李克強国务院総理は7月の夏季ダボス会議で金融分野の外資出資規制の撤廃を2021年より1年前倒しする方針や知的財産権の保護に向け模倣品・海賊版や知財権侵害を防ぐ措置を取ることに言及されました。今年7月には、国务院が進める「放・管・服」（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を徹底し、政府機能の転換を推進し、安定的で公平かつ透明性が高く予測可能なビジネス環境の構築を加速させるため、「ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）」を起草し意見公募を行いました。中国市場の更なる開放が進み、地方政府等による突然の不合理的な行政命令等により企業経営の安定性が損なわれることのない、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境が実現することを期待致します。（詳細は5～8頁参照）

2. 個別産業における市場参入規制緩和

ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあります。幾つかの産業ではまだ規制が残されています。個別産業において、ネガティブリストでは制限されていませんが、他の関連法令により外資の参入が事実上制限されていることがあります。更なる緩和によって内国民待遇が実現することを期待致します。（詳細は5、8、9頁参照）

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

中国の知的財産権保護は、「外商投資法」等関連法規の整備・管理体制構築が着実に進み、対応も強化されていることを歓迎致します。他方で、グローバルスタンダードに則したビジネス環境実現のため更なる強化とともに内外無差別原則をベースとした法律・制度の確実な執行を期待致します。（詳細は9～11頁参照）

目 次

前年度提言からのレビュー	3
1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上	5
2. 個別産業における規制緩和	8
3. 知的財産権保護の徹底・拡充	9
4. 日中社会保障協定発効・日中租税協定改定	11
5. 情報セキュリティ	11
6. 環境規制への対応	12
7. 貿易・関税・通関	13
8. 税制・税務・会計	14
9. 外国人の居留、就労手続きの改善	16

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

前年度提言からのレビュー

2018年9月付「中国ビジネス環境改善への提言」につきましては、現在までに次の分野で、要望事項の一部改善が進んでいることを評価致します。

——これまでに改善された主な諸点——

1. 外資参入規制の緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

(1) 外資参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- 「外商投資法」制定：現行の外資三法に代わり、中国における外商投資分野の基礎的法律として制定。2020年1月1日より施行。
- 外資参入ネガティブリスト削減：「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」制限事項が48項目から40項目に削減。「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」が45項目から37項目に削減。
- 増値税、個人所得税の減税・社会保険料削減：2019年1月より個人所得税、4月から増値税、5月から社会保険料の負担率の引き下げをそれぞれ実施。
- 中央政府の行政手続き簡素化改革の実施により各地方政府での対応が前進。

(2) 日本産農産品・食品等輸入規制緩和（新潟県産米輸入解禁）

- 10都県産の日本産農水産物・食品等の輸入規制を一部緩和。（2018年11月に新潟県産のコメの輸入を許可。）

(3) 金融分野における外資出資規制の段階的な緩和

- 日本への人民元適格海外投資家枠（RQFII）付与、東京市場でのクリアリング・バンク設置、ETF相互上場、円・人民元通貨スワップ協定といった金融協力枠組みが実現。
- 証券市場の段階的な外資規制緩和。

(4) 自動車分野における外資出資規制の段階的な緩和

- EVメーカーの外資出資比率規制の撤廃（2018年）。
- 中外合弁の乗用車製造プロジェクト及びEV製造プロジェクト設立の認可権が中央政府から地方政府へ委譲（2019年）。
- 2022年に乗用車メーカーの出資比率を最大50%とする外資規制撤廃。

2. 知的財産権保護の徹底・拡充、技術移転要求の制限

- 「外商投資法」の投資保護の条項において、外資の知的財産権の保護に関する規定や行政手段による技術移転の強制の禁止を規定。
- 「技術輸出入管理条例」や「中外合弁企業法実施条例」の現在の経済発展の現状にそぐわない規定が削除・廃止。
- 紛争解決制度の改善。発明と実用新案特許、植物の新品種、集積回路図設計、技術ノウハウ、コンピュータソフト、独占または専門性の比較的高い技術に係る民事、または行政案件の2審は、最高人民法院が管轄する。
- 「専利法」の改正により特許侵害に対して懲罰的損害賠償制度を導入。
- 「不正競争防止法」の改正による商業秘密の保護を強化。
- 「商標法」の改正による悪意による商標出願に対する罰則強化。

3. 日中社会保障協定発効

- 2018年5月東京において、「日中社会保障協定」が署名され、本年9月1日より発効。日中両国の企業、駐在員等の保険料負担が軽減。

4. 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- 「外商投資法」にて、外資企業の公平な政府調達活動への参与が保障。
- 「政府調達公告・公示情報発表管理弁法」の改正予定。

5. 「ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）」起草

- 国務院による「放・管・服」（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を着実に遂行し、安定的で公平かつ透明性が高く予測可能なビジネス環境の構築を加速させるため「ビジネス環境改善条例（意見聴取稿）」が起草され、意見公募を実施。

中国政府の改善努力を評価申し上げると共に、未改善、或いは改善途上の課題について、引き続きの改善をお願い申し上げ、更に以下の提言を提案申し上げます。

《ビジネス環境の課題と改善提言の詳細》

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 外資の参入規制・活動制限の緩和

- 「外商投資法」が、中国国内における外資投資分野の基本法として2020年1月1日より施行される。今後、実施細則等の関連規定については、策定・運用における透明性・客観性・他の関連規定との整合性が確保され、早期にかつ明確に制定されることを期待する。執行にあたっては、確実に実行されることを期待する。また、「外商投資法」の規定では、投資性公司に関する優遇措置の継続をお願いしたい。
- ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、個別産業において、ネガティブリストで制限されていないにもかかわらず、他の関連法令等により事実上制限されていることがある。更なる緩和を期待する。

2) 会社登記・変更・抹消等手続きの統一化と改善

- 企業運営上の各種許認可や諸手続き等は各都市により、また行政機関の裁量で異なることがあるので、混乱回避のために統一した運用が必要である。更に各種通達も突発的に公布されることがある。十分に準備期間を確保できる公布時期の配慮をお願いしたい。
- 以前、一部の地方の行政管理部門がワンストップサービスで行っていた関連手続きは、現在、窓口の明確化や電子化等が進んで、利便性は改善した。しかし、手続きの複雑さは増えていることから、利用者の立場に立った行政サービスの迅速化、充実化を希望する。
- 減資、出資権譲渡、合併・分割・清算、税務登記抹消等企業再編関連の手続きや、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編関連法制の整備と柔軟な運用をお願いしたい。
- 都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用の計画等、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるよう配慮を頂きたい。
- 行政区を跨る事業所の移転等に際し、税務署による発票の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等で手続きの遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みを構築して頂きたい。

- スムーズな事業再編、資産入れ替えによる新規投資は、産業構造変化・新産業への対応といった好循環に繋がり、中国にとってもプラスに作用するものと思われる。税務登記抹消を含めて時間的、コスト的な軽減を期待する。「外商投資法」では撤退に関する条件が課せられないことが規定された。具体的な細則によるその実効性の確保を待ちたい。

3) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 外資企業が中国において、安心してビジネスを展開するには、透明性・公平性・一貫性・予見可能性が確保された国際社会との親和性の高いビジネス環境の整備が求められる。その実現に向け、次の点において引き続きの改善努力をお願いしたい。
- ① 第13次5カ年計画で指摘された諸問題及びその解決策の実行を通じて、近代的な市場体系の整備、行政管理体制改革の進化、及び対外開放の新体制の整備がなされること。
 - ② 中央・地方政府による個別産業への補助制度や金融支援等による特定の中国企業支援は、市場競争原理が歪曲され、過剰生産能力問題にもつながっている。実質的な産業障壁を改善し、市場原理が健全に働く環境整備が重要であり、こうした支援の見直しを要望する。産業政策の観点で支援する場合は、内外資同等待遇での支援を期待する。
 - ③ 外資系を含む企業内に法律で中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解するが、外資系企業には強い違和感があることに留意頂き、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。
 - ④ 部品調達において、一部国有企業は外資系は採用しないとの方針を表明しているケースがある。引き続き公平な競争環境と内国民待遇実現の努力をお願いしたい。
 - ⑤ 土地使用権の流動性の向上、統計の信頼性向上、少子高齢化等の社会問題への対応等の環境整備、並びに関連する情報公開の強化をお願いしたい。

4) 外国為替・金融規制の緩和

- 外国為替・金融取引に関する規制は順次緩和の方向にあったが、2016年末から2017年初にかけて、海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた。その後、これらの制限は再度緩和の方向に転じたが、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうものであり、外貨管理政策や、金融機関が行っている行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化を図ると共に、規制緩和・自由化に向けた不断の努力をお願いしたい。
- 三国間貿易決済時に銀行に提出する船荷証券等のエビデンスが厳格化され、決済できない事例も出ており、規制の緩和、又は手続きの簡素化をお願いしたい。

- 人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一されることを望む。個人の外貨から人民元への両替について年間 5 万米ドルの兌換枠が過去 10 年以上変更されていない。個人の外貨兌換枠の廃止または、物価や給与水準の上昇に合わせた枠の拡大を希望する。
- 長期借入枠制限や銀保監会（CBIRC）指導に基づく短期運転資金借入のロールオーバー制限等、企業の資金繰りの自由度を妨げる規制を撤廃して頂きたい。
- 人民元建て域外貸付に関し、各地の外貨管理局で承認基準が異なっている。域外貸付に関する規制の撤廃、または各地の運用・承認基準の統一を要望する。
- ネガティブリストの改定で、証券会社、基金管理会社、先物会社、保険会社などへの外資出資比率規制が 51%まで緩和され、2021 年より 1 年前倒しで撤廃する発表がなされ、また日中政府間の協力により ETF の相互上場も 2019 年 6 月に実現するなど、海外から中国国内への投資については規制緩和が進んでいる。一方、中国国内から海外への投資は、個人・法人ともに厳格な為替規制を受けており、金融機関への QDII 資格（適格国内投資家：海外への投資資格）とその投資枠付与は拡大しておらず、海外投資についても業種毎に厳しい制限を設けている。双方向のビジネス拡大のため、中国の対外投資の規制緩和のロードマップを示してもらいたい。

5) 労働法制

- 労働者の権利保護の重要性を十分認識した上で、現在の労働契約法の下では、継続的な人件費コストの上昇、柔軟な人材配置や適切な人事評価とそれに伴う賞罰が行いにくいといった問題が生じている。経営側の自由裁量を認める制度への見直しを希望する。
- 「労務派遣暫定施行規定」の派遣労働者に対する使用比率の 10%制限の撤廃又は緩和を要望する。

6) 技術標準・認証

- 新たな標準の設定には、公布日から実施日までの準備期間に十分な猶予期間を確保して頂きたい。特に強制標準では 1~2 年間の猶予期間が必要である。また、過度なスペックや詳細化した標準の策定は避けて頂きたい。

7) 独占禁止法（企業結合）

- 中国の独占禁止法は、中国市場に影響しない国外の「結合」行為にも届出義務を課すなど、届出要件の「結合」の定義が不明確である。例外規定や出資比率等、分かりやすい届出要否判断基準の設定を要望する。
- 書類提出から立件までの期間が長く、世界各国での同時届出では中国のみが遅滞することが多い。時間が長期化する場合、その理由や進捗状況がわからないこと

も多く、迅速な投資に悪影響を与えている。審査基準や判断理由の明確化など、さらなる改善を要望する。

2. 個別産業における規制緩和

1) 建設・不動産における規制緩和

- 不動産開発において、許認可手続きの中で認可基準が不明確なものや、申請から許可が下りるまで長い時間を要するものがある。関連法規制や制度の整理・統一化、許認可の迅速化を要望する。また、住宅分譲事業等で、事業終了後のプロジェクト会社の減資・清算の各種手続きで不明確な部分があり、各種手続きの明確化・簡素化・迅速化をお願いしたい。また、外資による不動産開発の投資性会社の設立を認めてもらいたい。
- 不動産開発のプロジェクト会社は、不動産四証（注）の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資不動産企業は、外債登記が認められず、また最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっている。更に国内企業との共同事業で、ファイナンス方針上の障害となるケースもある。これらの規制緩和をお願いしたい。

（注）土地権利証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

- 建設分野で、地域によって異なる法規制や制度の整理・統一化をお願いしたい。

2) コンテンツ内容審査関連

- 中国政府の機構改革で、ネットゲームの審査が中央宣伝部に一本化されたことは評価するが、その影響からか2018年の1年間はゲームの審査・許認可がほぼ凍結された状態であった。定められた行政許認可手順に基づく、許認可を要望する。
- 旧文化部の一部機能変更が行われたものの、「インターネット文化管理暫定規定」や、「ネットゲーム管理暫定弁法」などの関連規定が同時に改訂・廃止されておらず、ネット音楽の管轄が明確でない。関連の法整備も同時に行うよう要望する。

3) 外商投資参入特別管理措置とネットワーク出版サービス管理規定の齟齬

- 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）で、ネットでの音楽分野の経営は禁止措置から除外された。一方、「ネット出版サービス管理規定（工業信息化部、旧国家新聞出版広電総局）」では、外資による運営は禁止されている。「ネットワーク出版サービス管理規定」の修正を要望する。

4) 農水産・食品業界における規制緩和

- 2018年12月の改正食品安全法は、運用が不明瞭である。企業が統一した対応を図れるよう、細則の策定、明確化を要望する。

- 東日本大震災以降の農水産品および食品等の輸入規制について、一部製品の輸入が解禁されたことは歓迎するが、依然として厳しい措置が続いており、科学的な根拠に基づく対応と早期の全面輸入解禁・緩和に期待する。また、他地域の一部農産物及び加工食品等の輸入に関し、輸入審査用書式の早期確定と輸入再開をお願いしたい。

5) 自動車・建設機械分野における規制緩和

- 自動車分野について、国 6 a (排出ガス基準) 規制の国による統一管理と企業の十分な準備期間の賦与を要望する。
- 2022 年における乗用車メーカーの外資規制撤廃の方針など、外資メーカーにとって中国での主力投資産業となっている自動車分野の発展に期待が寄せられている。NEV クレジット規制につき、市場で取引するクレジット不足に対応し、政府からのクレジット購入制度の導入や 2021 年以降の NEV クレジット目標の早期公表を要望する。
- 建設機械のオフロード排ガス 4 次規制 (国 4 規制) の開始時期、内容の早期正式決定と開示を要望する。

6) 化学品分野

- 中国各地での度重なる化学工場爆発事故を受け、各地方では化学企業や化学工業園区などに対し、厳格かつ大規模監査が行われ、企業の操業停止、工業園区の閉鎖が命じられている。日系化学メーカーでも原料調達や製品供給などのビジネスに大きな影響も出ている。法律に基づく適正な執行を要望する。
- 中国では水素を化学危険物として定義されているようであるが、新たにエネルギー活用という観点を入れて定義付けの見直しをお願いしたい。また、政府内での水素所管部門が複数に跨り、行政手続き・交渉窓口が煩雑化している。水素エネルギー活用の拡大や産業育成策等の観点からも窓口の一本化を望む。水素エネルギーの規格制定にあたっては、日本の知見・技術は有用であることから、日本側関係機関等の意見の積極的導入に期待する。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

1) 知的財産権保護・技術移転要求の制限

- 「外商投資法」では、外資企業の知的財産権の保護強化と共に、行政手段による技術移転強要禁止の規定が設けられたが、中国企業による技術移転の強要等は制限されておらず、恣意的な運用が危惧される。適切な運用を期待する。
- 規定の執行においては、当局の裁量によるところが大きく、知財権保有者の権利行使が不合理に制約される恐れがあるが、内外無差別原則をベースとした法律・制度の確実な執行を期待する。

- 知的財産権関連の行政審決、法院判決の審理内容の公開が図られているが、全てではない。引き続き更なる公開（透明性の担保）が図られることを要望する。
- 知財の審理においては、その期日の指定が直前になることがあり、対応が困難な場合がある。また、審理の応答期間や公証において、外資企業は多大な負担を強いられている。負担軽減を要望する。
- 「専利法」、「商標法」、「不正競争防止法」などで、採用もしくは採用が検討されている最大5倍の懲罰的な知的財産侵害賠償額について、倍率適用の根拠の明確化を要望する。
- 外資企業の対中進出に際して、ライセンス契約に制限を設ける等の行為が、WTOルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則した制度改善を期待したい。

2) 独占禁止法における知財濫用の基準明確化・統一化

- これまで個別の知的財産権の行使に対して、独禁法違反になる場合に複数の機関が複数の運用規定案を発出している。こうした複数の規定案に置き換わるものとして司法や国家知識産権局を含む関係機関が共同で統一的な基準作成に当たることを要望する。
- 世界各国の法令の制度及び運用を踏まえ、それと整合性のある法令及びガイドラインを制定することを要望する。

3) 実用新案権利行使時の権利者の注意義務化

- 実体審査なしで登録される実用新案について、実用新案権行使による訴訟等の権利行使時、権利者に対して国家知識産権局による評価報告書の提出を義務化することを要望する。

4) 意匠に関する諸施策

- 「専利法改正案（草案）」に含まれた「意匠保護期間の延長」が、着実に施行されることを望む。ただし、無効事由を有する部分意匠登録が濫立する懸念があることから、「部分意匠の導入」の前提として「意匠出願に対する審査主義（実体審査）の導入」が望ましく、可及的速やかに法改正されるよう要望する。また、引き続き以下の諸施策の改善を要望する。
 - ① 冒認出願対策
 - ② 秘密意匠導入
 - ③ 自己開示による新規性喪失の例外適用（特許権及び意匠権保護機会の拡大）

5) 模倣行為抑制に向けた諸施策

- 再犯防止、違法経営額の算定、模倣巧妙化への対処、違法看板への対応、税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲（望ましくは全て）に、速やか且つ詳細に開示することを要望する。また、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益に対する保護を要請する。
- 税関等の当局が多量の模倣品（商標などの侵害品）を押収した場合、押収品の倉庫保管料と廃棄費用が権利者側に請求される。これら費用については模倣品の被害者である権利者側ではなく、侵害者側に請求するか、国費で賄うようにすることを要望する。

6) 商標権利化プロセスの合理化・適正化

- 「商標法」につき、2019年4月に「使用を目的としない悪意のある商標登録出願の拒絶」の法改正（2019年11月施行）を公布した。また、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」につき意見公募を行い、悪意ある商標出願への対抗策を打ち出しているところであるが、これらの規定が確実に執行される事を要望する。
- 外国での著名商標を保護するため、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM製造）を排除する仕組みの整備を要望する。

7) 日中特許審査ハイウェイ（PPH）等の早期権利化制度および専利優先審査管理弁法の条件緩和

- 日中 PPH 利用時の条件緩和を要望する。また、その他の早期権利化制度（専利優先審査管理弁法など）でも、外国企業が使いやすくなるよう、対象範囲や手続きの緩和を要望する

4. 日中社会保障協定発効・日中租税協定改定

- 日中社会保障協定の発効に関し、一部地域で強制加入となっている日本人駐在員の医療保険、労災保険、生育保険、失業保険等その他の社会保険についても免除されるよう期待する。
- 1983年9月に締結した日中租税条約について、現在の日中間の関係税法と経済実態に即した改訂が望まれる。

5. 情報セキュリティ

- 情報セキュリティに関して、研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であり、日系企業の業務環境や駐在員の生活環境を考慮し、国際的な通信手段や情報セキュリティ規制（VPN 等）については、世界水準並みの規制緩和を願いたい。

- 2017年6月施行の「中国サイバーセキュリティ法」の具体的な内容は今後制定される実施細則等で明確化されると理解しているが、個人情報適切な保護の範囲を超えて、広範なデータに利用制限が課されることが懸念される。その制度設計・運用に当たっては、データ流通の自由度が確保され、企業内のデータ通信等が安心して行われ、実務負担も軽減され、クラウドサービス等の新しいビジネスが展開しやすくなる等、日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられないように願いたい。
- イノベーション分野における協力にあたっては、データ、AIアルゴリズム、ソースコード等の取扱いについて、データ資本や知的財産、営業秘密の観点から、外資企業が不利とならないような措置を願いたい。

6. 環境規制への対応

- 環境汚染に対する厳格な規制は極めて重要であるが、それらが突然に強化されることは生産活動継続の大きなリスクともなっている。このような観点から環境関連の産業政策における公平さの担保、運用基準の統一化を願いたい。また、汚染物排出許可証制度や、環境保護税、炭素取引の導入といった重要な改革の執行に際しては、全国と地方で調和が取れたものとなるように十分な検討を頂きたい。今後の方針・計画、最新の規制内容等は、正確かつ速やかに開示・連絡頂くと共に、環境規制導入に際しては、十分な対応のために必要な一定の猶予期間を設定願いたい。
- 各地の環境対策では、一部の地域においては一定の改善がなされていると聞くが、基準を満たしている企業にも法的根拠を示さずに一律で、生産停止措置が課されてしまうケースがある。過剰な規制で企業が事業機会を失ったり、過度な負担を強いられないよう、バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。また、環境対策が進んでいる会社に対する優遇措置や、公正な排出権取引ルールの方針を願いたい。
- 環境規制の強化に伴い、専門業者の操業停止が発生し危険廃棄物の収集、処理能力の不足が目立っている。危険廃棄物が少量発生する企業は受け入れる処理先を確保するのが極めて困難な状況がある。危険廃棄物回収、処理能力の充実を図り、少量でも確実な回収がなされるよう処理業者の育成を要望する。
- 中国政府は、中長期的なエネルギー転換として石炭比率を低下させ、産業の構造転換や環境問題の解決を目標として掲げている。一方、財政の圧力、そして一部地域の再生可能エネルギー利用率が低いことなどにより、2018年は再生可能エネルギー補助が部分的に中止となった。その影響で、再生可能エネルギーの調達が以前よりも困難になった。長江デルタなどエネルギー消費がエネルギー生産より多い経済発展地域に、再生可能エネルギー発電への奨励を継続し、多様な再生可能エネルギー調達ルートを構築することを要望する。

7. 貿易・関税・通関

1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第6次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した取組みは評価されるが、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合がある。中国がGPAに早期加盟することを要望する。
- 「外商投資法」では、外商投資企業の公平な競争による政府調達活動への参加、政府調達におけるサービスの内外資平等享受が規定されている。関連の実施細則が早期に制定され、確実に執行されることを期待する。

2) ロイヤルティ関税

- 近年、ロイヤルティ関税調査が強化され、課税要否判断の根拠・基準については改善されており、税関総署が2019年5月1日に公表した「税関総署公告2019年第58号—ロイヤルティの申告納税手続きにかかる問題に関する公告」では、ロイヤルティと課税ロイヤルティに関する定義、記入手続き及びロイヤルティの課税税額の過少徴収や徴収漏れに対して、納付すべき延滞金に関して明確に規定された。関税調査等のその他のプロセスについてはさらなる明確化が待たれる。
- 技術ロイヤルティ支払い金額を、輸入物品の価値に加算して関税申告する流れが強まっている。適正化をお願いしたい。「技術ロイヤルティ」の対象範囲が、担当税関により恣意的に判断されていることがある。「ブランド価値使用料」、「経営指導料」等が輸入物品と直接関係ないにもかかわらず、課税される事例が多発している。こうした取り扱いは、グローバルでの企業活動を阻害することから改善を望む。

3) 輸出管理制度

- 中国で導入準備中の「輸出管理法案」について、グローバルなバリューチェーンを構成する企業にとって、大きな負担となる複雑な手続きや技術情報の開示の義務等、通常の貿易・投資活動に支障が生じる懸念が指摘されている。その制度設計・運用に当たっては、国際的枠組みとの整合性を確保した上でのルール整備を望む。また「国家技術安全管理リスト」、「信頼できない企業のリスト」の導入方針が打ち出されるなどの輸出管理の強化の動きが懸念される。

4) 輸入規制

- 2018年年末に、石炭輸入の総量規制量を超過することが確実視された時点で、主要揚港にて荷揚げの拒否、あるいは翌年への先送り依頼などが行われたにもかかわらず、一部の港では荷揚げされていた実態もあった。この際、どのような規制

が運用されていたのか不透明である。輸入通関の全国の統一運用、不透明性の改善などを望む。

- ▶ ある商品の輸入初期段階で輸入登録の際の名称が間違っていたため、税関に修正を依頼しているものの、いったん登録した輸入登録名称の修正は容易ではないということで、関連商品のコマーシャル規模の輸入開始が出来ない状況が続いている。改善を望む。また、輸入品に不具合があり、他国へ返品の後、不具合を修正して再輸入する際の手続きが複雑で時間を要するので簡略化を望む。

5) 不透明な FTA 原産地証明書取得要件

- ▶ FTA を利用するため、原産地証明書を発給機関から取得するにあたり、発給機関が FTA の条文とは異なる（または、条文に記載の無い）独自の要求を行うことにより、FTA が利用できない、または FTA の利用に遅れが生ずる状況が散見される。FTA の条文と矛盾し、あるいは条文に記載のない要求を行わないよう、中央政府から各地の原産地証明書発給機関に対する指導の徹底を要望する。

8. 税制・税務・会計

- ▶ 中国では、特に税制関連の法令が予告無く突然公布され、且つ過去に遡って適用される、或いは、地方や担当者毎に解釈や運用が異なる等で対応に窮することがある。法令・制度の制定や、解釈・運用の変更等は、十分な周知・準備期間を設けると共に、遡及適用は避けて頂きたい。また、税務関連法令・制度の運用・解釈、或いはその方針等は、全国の税務当局の見解を整理して頂き、共通認識に基づく公平・同等な運用を願いたい。
- ▶ 中国における移転価格税の日中二国間の相互協議（APA：Advance Pricing Agreement 事前確認制度）制度の申請先は、市及び自治州以上の税務機関だが、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局が主体的に関与して支援・指揮を行うことになっている。この場合、両者間の調整に長期間を要し、APA の申請自体ができない。APA 窓口の一本化、もしくは、国家税務総局の積極的かつ主体的な調整による手続きの迅速化を願いたい。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止して APA 審査を優先することを願いたい。地方当局が正式に受理を認めた後、地方当局が国家税務総局へ申請を上げることが国内法で求められているが、納税者への APA 申請正式受理の通知を迅速に行うよう要望する。
- ▶ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting＝税源浸食と利益移転）に対応のための過重な情報提供義務を緩和して、OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。
- ▶ 税務調査を受けた結果の更正内容に不服がある場合において、中国の救済措置は他国と比べ弱い。基層人民法院に税務行政訴訟を提起することは可能であるが、税務の本質ではなく、手続上の問題を焦点とすることが多く、結局、税務当局と

の交渉で解決することが多くなり、納税者の主張が通りにくい状況にある。より公正な税務行政訴訟の運用と簡便な審査機能の拡充を要望する。

- 規定上、調達資金を同一金利条件でグループ企業に転貸する場合は、増値税が免除されるが、各地税務局の「グループ」の定義と解釈が異なるので統一願いたい。
- 企業の会計（会社決算）年度は1月～12月と定められているが、世界的にIFRSや国際会計基準への移行が進んでおり、本社の連結決算への対応が求められているので会計年度設定の自由化を願いたい。
- 組織再編に伴う株式譲渡益課税の免除等組織再編税制の整備と緩和を要望する。
- 中国外で役務提供される貿易コミッションやPE適用要件を満たさない人的役務の対外送金で、企業所得税の源泉徴収を求められるケースがある。税法規定に沿った税務運用を願いたい。
- 日本の社会保険料の事業主負担分に対して個人所得税を課す動きが各地にある。税務当局からは「関連通達の廃止」としか説明が無く、明確な根拠規定を示して頂きたい。
- 国家税務総局は、重点大手企業グループの管理を強化のため、「千戸集団名簿管理弁法」を制定した。「千戸集団」（大手企業グループ）のリストは国家税務総局によって確定するが、リストに入った企業本社及び中国で投資した子会社は、毎年要求に従い、各種財務・税務情報、更にその年度の税金関連の電子財務データを提供しなければならない。データは、国家税務総局によって開発されたデータ収集ツール、或いは制定したインターフェース規範に沿って、自動的に当局の提供したデバイスにダウンロードされ、提出される。各企業の採用する財務ソフトはそれぞれ違うため、電子財務データの収集要求は、企業に莫大な作業量をもたらしているほか、企業が税務機関のデータ収集の背景及び目的が分からないため、すべての財務データの明細を収集せざるを得なくなり、企業のデータ管理の仕事にも大きな負担をもたらしてきている。国家税務総局による「千戸集団」企業に対する電子データの収集の要求の取消を要望する。
- 従来は中国子会社によるクロスボーダーの資金貸し付けは認められていなかったが、2013年より規制が緩和され、外貨・人民元建てで双方でクロスボーダー貸付が可能となった。一方で、中国国内の子会社が国外関係者より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課されている。効率的なグループCash Managementを促進できるよう、クロスボーダー貸付実施時、また中国国内における委託貸付実施時に利息に課せられる増値税の撤廃を要望する。

9. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 2017年4月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、運用面でなお以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
- ① 各地の公安・労働主管機関ごとに手続の運用、基準が統一・徹底されていない。
- ② 中国国内の転勤に際しては、都市間の運用の違いにより、円滑な手続きに支障をきたしている。再審査や（一部の地域での改善は見られるが）「無犯罪記録証明書」の再提出が必要になる。
- ③ 手続き中のパスポート預かり証で各金融機関での口座取り扱いができない。
- ④ 居留許可証の有効期限について、具体的な設定指針が不明瞭である。
- ⑤ 外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続の運用が不透明である。
- ⑥ 学歴の評価基準が厳しすぎる。緩和を要望する。
- ⑦ システムの不具合や一時停止、データ入力の不備、書類紛失等で手続き時間が増加している。
- ⑧ 旧パスポート原本の提出を不要とする。少なくとも2回目の申請を原本提出不要とすることを要望する。
- ⑨ 北京のB類人員はZビザの滞在期間内に就業許可取得が間に合わず、居留許可申請が出来ないため、「短期居留許可」が必要になる。手続きの迅速化を望む。
- 一般旅券を所持する日本国民が中国へ観光、商用、親族知人訪問あるいは通過の目的で中国に入国する場合は、中国での滞在日数が15日以内（入国日を含む）であればビザは免除されているが、更に、免除期間の長期化（90日）を望む。
- 駐在員の生活環境につき以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
- ① 一部の銀行では、口座開設まで平均約1か月強が必要。社会生活に必要なスマホ決済ができず、この期間はそれに付随するサービスを受けられず生活不便。
- ② 現在、身分証明として、外国人はパスポートを常時携帯しなければならないため、以前の「外国人居留証」のような、パスポート以外のIDの発行を検討いただきたい。
- ③ 通信手段をはじめとするITインフラ（LINEやGoogleなど）の開放を望む。

以上